

平成 28 年 10 月 5 日

特別資料 No.414

EU 殺生物性製品の市場における利用及び使用に関する欧州議会及び  
理事会規則(EU) No 528/2012 (第 2 版)

正誤表

頁	行	誤	正
12	下から 8 行	なお、(Z,E)-Tetradec-9,12-dienyl acetate はこの規則の <u>付属書 I に</u> 記載されているが、 <u>欧州連合リストには記載されていない。</u>	なお、(Z,E)-Tetradec-9,12-dienyl acetate はこの規則の <u>付属書 I に</u> <u>EC 番号 250-753-6 として記載さ</u> れているが、 <u>欧州連合リストには</u> <u>EC 番号が記載されておらず、CAS</u> <u>番号 30507-70-1 で検索できる。</u>
88	下から 15 行	タイトル II の第 1 章～第 5 章の要件を	タイトル II の第 1 章 <u>及び</u> 第 5 章の要件を